各高齢者施設・住まい 各介護保険事業所 管理者 様 (政令市・中核市除く)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

大型連休中の新型コロナウイルス感染症感染発生時の対応について

現在、県所管の各施設・事業所において新型コロナウイルス感染症の感染者(利用者及び職員)が発生した場合には、指定権者へ報告するとともに、下記により当課に御報告いただいているところです。

当課への報告については、大型連休中(4月29日~5月8日)も同様の取り扱いとなりますので、改めて御確認いただきますようお願いします。

## 【感染者が発生した場合】

○ 感染者が一人でも発生した場合には、「施設における新型コロナウイルス陽性者発生時における対応について(令和3年5月12日付医危第1139号健康医療局医療危機対策本部室長通知)」に基づき、施設の情報及び陽性者数等を日次報告webフォームに入力いただき、日々の状況をご報告いただくこととしております(横浜市・川崎市・横須賀市所在施設・事業所を除く)。

県医療危機対策本部室、保健所、県高齢福祉課が連携して支援します。(感染拡大防 止指導、集中検査の実施、職員応援調整や衛生用品の支援)

【日次報告 web フォーム URL】

https://form.kintoneapp.com/public/form/show/823d0f73ff916fea8ddac33a2e65a6b4bacf860d50b32c9a6cc26d308ff52dca

【日次報告 web フォーム入力マニュアル掲載場所】

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/covid19/index.html

- 感染者や濃厚接触者が発生した場合、介護サービスを継続して提供できるよう、通常時には想定されないかかり増し経費を支援します。
- 感染を拡げないための日頃からの注意事項や、陽性確認された入所者への対応について案内するため、「高齢者福祉施設における対応の手引き」(令和4年3月18日)を県高齢福祉課と医療危機対策本部室とで連携し作成したので、日頃からの感染防止対策や入所者に感染者が発生した際の具体的な手順や優先順位を確認し、いざという時に迅速かつ適切に対応できるよう、事前の準備を行ってください。

### 【対応の手引き 掲載ページ】

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/covid19/index.html#guid

### 【面会】

○ 連休時は家族等と面会する機会も多くなると考えられますが、「高齢者施設における 新型コロナウイルス感染症拡大防止面会ガイドライン (第3版)」を活用することによ り、引き続き、感染拡大防止を徹底するとともに、面会の実施にあたってオンライン による実施も含めた対応を検討するようあらためてお願いします。

【面会ガイドライン掲載ページ】

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/64247/u.pdf

これまでの新型コロナウイルス感染症に関する県からの事務連絡は、ウェブサイト「介護 情報サービスかながわ」及び県ホームページを御参照ください。

# (掲載場所)

- ○介護情報サービスかながわ
  - → 書式ライブラリー
    - → 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策
      - → 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22

○神奈川県ホームページ

「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/covid19/index.html

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ (内線 4855)

保健・居住施設グループ (内線 4857) 在宅サービスグループ (内線 4824)